葛巻中学校　いじめ防止基本方針

葛巻中学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき対策を以下に定める。

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方

１　いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、態様の目安は、以下の５段階とする。

【第１段階】からかいの段階：冷やかす、噂する、嘲笑する、嫌なあだ名を言う等
【第２段階】仲間はずれの段階：無視する、返事をしない、一緒に遊ばない等
【第３段階】嫌がらせの段階：落書き、物を隠す、遣い走りをさせる等
【第４段階】脅しの段階：金銭を要求する、おごらせる、無理に売りつける等
【第５段階】暴力の段階：殴る、蹴る、ぶつかる、危険なことやわいせつなことをされたり、させられたりする等

２　いじめに対する基本認識

いじめ問題の特質として、以下の点を共通確認して防止に取組んでいくものとする。

①　いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
②　いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③　いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④　いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤　いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥　いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦　いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧　いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ　いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止校内委員会」を設置する。

１　委員会の構成員

委員長：校長
委　員：副校長、生徒指導主事、学年主任
　　必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員を参集する

２　委員会の役割

（１）相談体制の拡充

①　いじめに関する事案が発見された場合は、速やかに管理職に報告
　情報を得た教職員は、管理職に報告するものとする。
　校長は、生徒指導主事・担当（学級担任または部顧問）による注意・指導で解決を

図ることができる事案かどうかを判断する。解決を図ることができないと判断した場合は、即時に委員を招集し、臨時委員会を開催する。

臨時委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

② 外部機関との連携

事案によっては、委員長は葛巻町教育委員会に随時情報を伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

警察と連携が必要な事案に関しては、いじめのレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には、被害者・被害者の保護者の意向をよく聞き、適切に対応する。

③ 再発防止の取組

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者との連携、外部機関との連携など）を行う。

（２）実態把握の改善

校内委員会は、いじめに関するアンケートを適切な時期に実施する。

（３）教職員の取組支援

① いじめ防止対策に関する指導資料の活用

校内委員会は、いじめの防止・解決に関わる資料を集め、活用方法を教職員に広く紹介する。

② 教職員研修の実施

校内委員会は、いじめ防止に関わる研修を実施する。

③ インターネットを通じて行われるいじめの防止

校内委員会は、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

Ⅲ いじめの防止等に関する措置

１ いじめの未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

（１）互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりに努める。

（２）いじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。

（３）人権教育・道徳教育・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

（４）生徒たちと活動の場を共有することにより、個々の状況や学級・学校の状態を把握するように努める。

（５）学校生活での悩みの解消を図るために、学級担任との面談を実施したり、スクールカウンセラー等を活用したりする。

（６）教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

（７）常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

（８）教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

２　いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

（１）生徒の声に耳を傾ける。（生活記録ノート、アンケート、個別面談等）

（２）生徒の行動を注視する。（日常的な観察、チェックリストの活用等）

（３）保護者と情報を共有する。（通信、家庭訪問、保護者会等）

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
会議日程	対策委員会 方針、計画	事案発生時、緊急対応会議の開催				対策委員会 情報共有 中間総括
防止対策	集団づくり （学級びらき、修学旅行）	集団づくり （体育祭）	人間関係づくり （中総体）	生活アンケート①	集団づくり （班編成）	人間関係づくり （新人戦） 集団づくり （職場体験）
		道徳の時間を中心とした道徳教育				
早期発見			教育相談			心とからだのアンケート

月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
会議日程		事案発生時、緊急対応会議の開催				対策委員会 まとめ 課題確認
防止対策	集団づくり （白樺祭）		生活アンケート②	集団づくり （班編成）	人間関係づくり （新入生事前指導、卒業式準備）	
		道徳の時間を中心とした道徳教育				
早期発見		教育相談	まなびフェストに関するアンケート			

３　いじめの早期解消

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

（１）いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

（２）いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

（３）校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

（４）いじめる生徒には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。

（５）法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

（６）いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

（７）必要に応じて教育委員会の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

4　いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

○「いじめ防止校内委員会」を招集する
○いじめられた生徒を徹底して守る
○見守る体制を整備する（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握

○当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する
○個々に聞き取りを行う
○関係教職員と情報を共有し、正確に把握する
○一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

指導体制、方針の決定

○指導のねらいを明確にする
○すべての教職員の共通理解を図る
○対応する教職員の役割分担を考える
○教育委員会、関係機関との連携を図る

生徒への指導・支援

○いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く
○いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる

保護者との連携

○直接会って、具体的な対策を話す
○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う

今後の対応

○継続的に指導や支援を行う
○カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる
○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う